

Title	バイオ燃料をめぐる国際通商(二・完) : EUの持続 可能性基準とその域外への拡散
Author(s)	内記, 香子
Citation	阪大法学. 2013, 62(6), p. 21-50
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60137
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

バイオ燃料をめぐる国際通商(二・完)

-EUの持続可能性基準とその域外への拡散

内

記

香

子

はじめに――規制の拡散という視点――

EU再生可能エネルギー利用促進指令の構造と持続可能性基準

持続可能性基準のWTO協定適合性 持続可能性基準の遵守の証明 -民間の認証スキームの利用――(以上、六二巻五号)

(2)持続可能性基準とガット第三条四項 (1)ガットとPPM規制

3 (4) 持続可能性基準とTBT協定 - 持続可能性基準とガット第二○条

日本におけるバイオ燃料の持続可能性基準

五

(1) 日本の持続可能性基準の内容

六 おわりに (2) 基準の運用

(以上、本号)

(阪大法学) 62 (6-21) 1647 [2013.3]

兀

についても気づかされる点が多い。WTOの関連協定は、ガット(関税と貿易に関する一般協定)とTBT協定 WTO協定上の問題があり得るか、以下で考察するが、協定の適合性をみていくと、バイオ燃料の生産過程の特性 能性がある輸入バイオ燃料は、主としてラテンアメリカと東南アジアからのバイオ燃料であるという。どのような であり、指令の随所にそれをみてとれるとの指摘がある。EU域内で生産されたバイオ燃料と競争関係が生じる可 行研究がいくつかある。EU指令の起草過程においても、WTO協定適合性についてはかなり意識されていたよう 過程において、必ず問題とされるのが、持続可能性基準のWTO協定整合性であろう。この点については、既に先 他国の規制に影響を与えているかという点にあるが、他国がEU指令と類似の規制を採用するかどうかを検討する 本稿の関心は、「一 はじめに」で述べたように、EU指令の規定するバイオ燃料の持続可能性基準が、どの程度、

(1) ガットとPPM規制

ガット第一条については紙面の関係で省略する。

(貿易の技術的障害に関する協定)である。まずガットから検討するが、本稿では、ガット第三条を中心に検討し、

はないが、生産工程・方法を用いた結果が最終製品に反映されないPPM規制については、ガット上の取り扱い方 ある。生産工程・方法が、最終製品に影響を与える場合には、後述のとおり条文の要件内で扱うことについて問題 規制とよばれているものである。これは、産品それ自体への規制ではなく、産品の製造工程・方法に関する規制で バイオ燃料の持続可能性基準のような要件は、WTO法上、いわゆるPPM(Process or Production Methods)

反大法学) 62 (6-22) 1648 [2013.3]

米国のエビ輸入禁止事件の紛争当事国による取り扱い方であり、

温室効果ガスを多く排出して製造された産品とそうではない産品の規制をめぐり、 に関し、 判例・学説ともに不明確な部分が残っている。PPM規制は、 地球温暖化政策の文脈においては、 排出量取引制度と国境調整措置 例えば、

の問題として議論されてきた。

映されないPPM規制である。そこで以下では、①と②の要件ともに、最終製品に影響を与えないPPM規制とし とみることができる。②の土地利用についても、 排出量に関するものであり、最終製品であるバイオ燃料それ自体には特性としては反映されないPPM規制である う三種類の土地を保全して生産されたバイオ燃料であるかどうかは、最終製品であるバイオ燃料には特性として反 いてはどうだろうか。①は、燃料使用に至るまでのライフサイクル それでは、 議論をすすめることにする EU指令が義務的に課している、 ①温室効果ガスの排出量の削減水準と②土地利用に関する基準につ 生物多様性価値の高い土地、炭素貯蓄度の高い土地、 (原料生産・採取・製造・輸送過程) 泥炭地とい における

ろがあるが、これまでのガット・WTO紛争解決の事例より、概ね次の二つのタイプがある。 前述のとおり、こうした最終製品に影響を与えないPPM規制のガット上の取り扱いについては議論があるとこ

入・流通・販売を禁止する措置が問題となった。原告のインド・マレーシア・タイなど四か国は、ガット第十一条 十一条違反を構成すると捉えるものである。 違反を主張し、 被告の米国もそれを争わなかったため、ガット第十一条違反が認定された(そして第二〇条(3) 同事件では、海亀を保護しない漁法によるエビについて、 米国への輪

ものである。ガット第三条注釈によれば、国内で、ある産品の流通・販売を禁止して、同時に輸入を禁止する措置

号による正当化が議論された)。この考え方は、ガット時代の米国のマグロ輸入制限事件のパネル判断を踏襲した PPM規制は、数量制限の禁止を定めるガット第 一つ目のタイプは g 62 (6-23) 1649 [2013, 3]

題ではなく)ガット第三条上の問題として扱われる。しかしガット時代の米国のマグロ輸入制限事件によれば、 は、その輸入禁止の側面について通常は、 国内の規制を国境で実施しているとみなされて、(ガット第十一条の問

論 けではないので、将来、異なる(ガット第十一条違反にはならないという)判断が出る可能性があるという指摘も 上訴の争点にならなかったため、上級委員会自身がPPM規制についてガット第十一条違反という判断を下したわ ト第三条の適合性の問題としては扱われず、ガット第十一条違反とされる。ただし、米国のエビ輸入禁止事件では のみ適用されるものであって、そうではないPPM規制についてガット第三条は適用されない。 PM規制については、同じガット第三条注釈によって、第三条は産品それ自体(product as such)に対する規制に したがって、 ガ

えばPPM規制に基づいて、内国税の負担を変えたり(第三条二項の問題)、輸入規制はしていないがPPMに基 づく内国規制が存在する場合である(第三条四項の問題)。ここで問題となるのは、産品の同種性の判断である ものである。このタイプは、(第一の場合のように)輸入産品について輸入規制をしている場合とは異なり、たと 第二のタイプは、第十一条違反の問題ではなく、ガット第三条の内国民待遇義務の問題としてPPM規制を扱う

に影響を与える規制ではないとした。 ビールと大きなところで生産されたビールは同種ではないとは言えず、醸造所の規模は、 については税額控除をするというミネソタ州法が問題になった。ガット・パネルは、小さな醸造所から生産された は、米国における飲料に対する様々な規制が検討され、そのひとつに、規模の小さな醸造所から生産されたビール 第三条二項のケースとして、しばしば引用されるのが、ガット時代の米国のモルト飲料事件である。この事件で 最終製品のビールの性質

第三条四項とPPM規制のケースとしては、WTO紛争解決手続における米国のガソリン精製基準事件のパネル

(大法学) 62(6-24)1650〔2013.3〕

米国の国内産のガソリンは同種の産品である、とした。 によって不利な待遇を与えることを認めていないとして、 ができる精製業者に限られており、この点が、 判断がある。 をするPPM規制となっていた。パネルは、 の規制が、 ここで少しPPM規制についてまとめてみよう。これまでの判例によれば、 品質を個々に証明する (法定基準値よりも低い) 個別基準値を使用することを認めていなかったことが問題と 米国が個別基準値の使用を認める精製業者とは、 事実上、外国のガソリン精製業者に対して、法定基準値よってガソリンの品質を証明することは認める この事件では、大気汚染防止の点から導入された、 ガット第三条四項は、業者の特性や業者が保有しているデータの性質 現在のガソリンの品質とは全く関係ない、業者の能力によって区 一九九〇年当時のガソリンの品質についてデータの提 上述のモルト飲料事件を引用しながら、 米国ガソリンの品質の規制が扱われた。 輸入制限の側面を持つPPM規制 輸入ガソリンと この米国 で

あれば第十一条違反とする考え方があった。しかし、こうした考え方については、学説上、 批判があり、 PPM規

がある。 ⁽⁵⁰⁾ 制はガット上、第十一条違反を直ちに構成するものではなく、第三条の中で適合性が争える問題であるという主張 つまり、 PPM規制であれば直ちに十一条違反とするのではなく、三条の要件に沿って検討しようという

嗜好、 WTOになってからも、 判断基準は、 4 関税分類の四つとされている。しかし、 WTOになってからの日本の酒税事件において、(1)物理的特性、(2)最終用途、 物理的特性が同じであれば、 前述の米国のガソリン精製基準事件のパネルが示したとおり、 3

品とみなされてきた経緯がある。他方で、

論者の中には、

PPM規制の場合、

消費者の嗜好によって、

PPM規制

立場で、具体的には第三条二項および四項の一つ目の要件である、PPM規制に従った産品とそうでない産品の(ロ) 「同種性」を同種の産品の判断基準に照らして検討すべきであるという考えである。 生産工程・方法が異なっていても第三条においては同種の産 周知のとおり、 同種の産 62 (6-25) 1651 [2013, 3]

ある。しかし、次のような反論もある。すなわち、EUのアスベスト規制事件の上級委員会の判断から、同種性の(3) 主張を、同じように、持続可能性基準に従ったバイオ燃料と、そうでないバイオ燃料にも適用しようという考えが に従った産品とそうでない産品は同種ではないと判断できる場合があり得る、という主張が以前からあった。その(\vert)

[2013, 3]

1652

62 (6-26)

性を検討している論考は、まずは同種性の検討から議論をはじめているものが多い。以下では、EU指令の持続可 性の問題は、 いうデータがあったとしても、同種の産品とみるべきという考え方である。このように、PPM規制と産品の同(55) の場合は必ずそうであるように)物理的特性が同種である限り、消費者の嗜好によって二つの産品が同種でないと 判断ではとりわけ物理的特性の同種性が重要であるという点を重視して、(最終製品に影響を与えないPPM規制) 判例上も不明確な部分があり、論者の見解も一致していないが、EUの持続可能性基準のWTO適合

(2) 持続可能性基準とガット第三条四項

バイオ燃料の持続可能性基準は、ガット第三条四項に関係する。前述のとおり、EU指令は、持続可能性基準に

能性基準のガット適合性を具体的に見ていくこととする。

であることと、②輸入産品に対して不利な待遇が与えられていることの二点で判断される。 とができる。これらは、四項の中のバイオ燃料の「使用」に関する要件にあたる。四項の違法性は、 そっていないバイオ燃料に対して輸入禁止をしていないが、持続可能性基準に従ったバイオ燃料を利用した場合に 国別の目標値の達成のためのバイオ燃料として数値に参入することができ、また、様々な財政支援を受けるこ ①同種の産品

ビ・菜種油等、 まず、①温室効果ガスの排出量の削減に関する基準について考えると、この基準の下では、てん菜・サトウキ 原材料ごとに、温室効果ガス削減効果の値が異なっており、それがEUの設定した削減水準を充た

がって、①の基準については、 用される観点からすると、 準に照らして同種性が問題となるとすれば、菜種油とパーム油という原材料という物理的特性の点である。しかし、 油とパーム油は同種であるという主張をする可能性がある。前述のとおり、WTOの判例上、(56) 値は三八%とされるが、マレーシアやインドネシアが主として生産するバイオディーゼルの原料のパーム油の場合 すかどうかが問題となる。例えば、EUで主として生産されるバイオディーゼルの原料の菜種油の削減効果の ことを考慮すれば、菜種油であろうと、パーム油であると、物理的に異なる特性があるとは言えない(混合して利 バイオ燃料は一般的に、 (メタンガスを回収しない場合) は一九%が既定値となっており、ここで、EUにパーム油を輸出する側が、 物理的特性、 最終用途、 何種類かを混合し、さらにそれをガソリンあるいは軽油と混合して燃料として利用される 同様に消費者の嗜好についても、 消費者の嗜好、さらに関税分類、 削減効果の既定値が異なる産品間においても同種性が認められる可能性は高 菜種油とパーム油に違いがあるとは言えない)。 の四つとされている。この四つの同種性の判断基 同種の産品の判 菜種

次に、②土地利用に関する基準についてみていこう。ここで同種性が問題となるのは、生物多様性など環境に配 物理的特性、 同種性が認められるかどうか 最終用途、 関税分類 (6-27) 1653 [2013, 3]

においても二つの産品は区別されずに同種であると見る立場もあろう。したがって、 に関する要件に検討は移る。 は明らかではないが、ここでは同種の産品として考えて、議論を先に進めることにする。 は同じとみることができる。しかし、消費者の嗜好については、異なるという見解もあるだろうし、消費者の嗜好(®) 慮して生産されたバイオ燃料とそうでない燃料であるが、この二つの産品間で、 以上のように同種性の要件について検討がなされた後は(つまり、 第三条四項の不利な待遇の判断は、 判例上、 同種の産品であるとされれば)、不利な待遇 次のように理解されている。すなわち (阪大法学) 62

輸入産品に悪影響を与える形で競争条件の変更」をするような措置かどうかによって判断される。

しかし、

何を

論 説 産品に対する不利な効果(detrimental effects)だけでは、それだけで不利な待遇を与えていることの立証にはな おいては、 もって競争条件の変更があったと判断されるかという点については、若干、不明確な部分がある。WTOの判例に 国内生産に保護的であることを立証しない限り不利な待遇にはあたらないとされており、単なる、輸入(8)

[2013. 3]

1654

いることが求められるとされている。 (64) 例えば、菜種油は三八%、ひまわり油は五一%となっている。他方、輸入バイオ燃料として想定されているパーム として生産されているのは 二○一七年には五○%に上がることになっている。EU域内ではディーゼル車が普及していることから、現在、主 輸入バイオ燃料を排除するような差別的な水準の設定になっているかどうかが問題となり得る。さらに、この値は輸入バイオ燃料を排除するような差別的な水準の設定になっているかどうかが問題となり得る。 まず、①温室効果ガスの排出量の削減水準については、EU指令が三五%という水準を設定している点において、 産品の原産が外国であること(foreign origin of the product)に関連する要因によって不利な効果が生じて (バイオエタノールよりも)バイオディーゼルで、その温室効果ガス削減の規定値は、

62 (6-28)

はないという見解がある一方で、不利な待遇を構成しているという指摘もあり、見解が分かれている(ぽ) 油は生産過程によって一九%あるいは五六%、サトウキビは七一%、大豆は三一%となっている。こうした値が、(66) については慎重に判断する必要があるが、先行研究では域外からのバイオ燃料に対して不利な待遇を与えるもので EU域内産のバイオ燃料を優遇し、域外からのバイオ燃料に不利な待遇を与えるような構造になっているかどうか 次に②土地利用に関する基準が、輸入バイオ燃料に不利な待遇を与える可能性について検討する。

に地理的には多く存在しているとされる。それを考慮すると、特定の輸出国のバイオ燃料は、②の基準を充たさな あるが、こうした土地は、EU域内よりも、 生物多様性価値の高い土地、炭素貯蓄度の高い土地、泥炭地という三つの土地の保全を求めるもので 特定の域外の国 (例えば、ブラジル、マレーシア、インドネシア等)

産品の双方に適用される措置であることから、

(g) 号の要件は充たされると考えられる。

蓄度の高い いう見解がある。 たらしているかどうかは、もう少し慎重に判断する必要があるかもしれない。生物多様性価値の高い土地、 いとされる可能性が高く、ここでも域外からのバイオ燃料に不利な待遇を与えていると判断される可能性が高 、土地、 泥炭地という三種類の土地が存在するか否かは、 ただしこれが、EU産バイオ燃料への保護主義的な措置であって外国産バイオ燃料への差別をも 客観的に判断できるものであって、 原産国 炭素貯

3 持続可能性基準とガット第二〇条

差別というよりは、

持続可能性を維持するための正当な規制とも言えるからである。 (70)

ても、

ガット第二○条の例外条項で正当化される可能性がある。

EU指令がガット第三条四項違反を構成するかどうかは明確ではないが、仮に違反であったとし

持続可能性基準に関連するのは、

第二〇条

以上のとおり、

号「生命または健康の保護のために必要な措置」、あるいは(g)号「有限天然資源の保存に関する措置」である。

WTOの判例上、 然資源」に(2)「関する」措置で、(3)措置が国内の生産または消費に対する制限と関連して実施されること が厳格であると言われている。ここでは、 (b) 号は必要性の要件 (g) 号だけを取り扱うが、(g) 号の三つの要件である、 (いわゆる、バランシング・テスト)を有しており、(g)号よりも要件 (1) | 有限天

のであり、 炭地に関する持続可能性基準は、 すなわち、 (すなわち、 また、 ①温室効果ガスの排出量の削減水準と②土地利用に関する基準の中でも炭素貯蓄度の高い土地および泥 内外の公平性のルール)、という点については、(位) 地球温暖化の防止という目的に「実質的な関連」を有した措置であり、 「(温室効果ガスがない)気候・大気」という「有限天然資源」 EU指令は要件を充足しているという見解が多い。 さらに、 の保存のため 輸入産品と国内

62 (6-29) 1655 [2013, 3]

[2013. 3]

1656

論 から導かれたことに照らせば、持続可能性基準についても、「気候・大気」の保存は、EUの管轄と十分に関連が た。同事件においてそうした関連性が、有限天然資源である海亀が米国を含む複数国の管轄権内を回遊している点 入禁止事件では、米国と保存される資源 (海亀)との間に「十分な関連性(sufficient nexus)」があると判断され

あると考えられる。したがって、①温室効果ガスの排出量の削減水準と②炭素貯蓄度の高い土地および泥炭地に関

62 (6-30)

ただし、②土地利用に関する基準の中の、生物多様性価値の高い土地の利用に関する基準は問題がないわけでは

する基準については、(g)号の要件は充たされると言えよう。

質的な関連」を有した措置であり、また、輸入産品と国内産品の双方に適用されるものであるので、その点におい ない。この基準は、 生物多様性の高い生態系という「有限天然資源」の保存のためのものであり、その保存に「実

は、EU域内のそれの保存とは関連があるとは言えず、充足することができない可能性がある。ただし生物多様性は、EU域内のそれの保存とは関連があるとは言えず、充足することができない可能性がある。ただし生物多様性 ては(g)号の要件は充たす。しかし、前述の管轄権要件については、EU域外の生物多様性の高い生態系の保存

外の事情であるからといってEUが無関心であっていいものではないという点において、 の保存に関しては、二〇一二年二月の時点で一九二か国が締結している「生物の多様性に関する条約」があり、域 管轄権の要件の緩和とい

ように、柱書の役割は、措置全体の適用方法に問題がないかどうかをみるもので、措置を適用するにあたり、「信 または偽装された制限でないこと―― 仮に (g) 号の要件を充足したとしても、その後は柱書の要件 -を充たす必要がある。上級委員会が米国のエビ輸入禁止事件において示した すなわち、恣意的・正当と認められない差別、 につながっている。

ける海亀の保護装置について、米国政府が指定したものと同じものを使用することをエビの輸出国に義務づけてい 義誠実原則」や「濫用又は不正な援用の防止」の機能を持つ。米国のエビ輸入禁止事件では、(②) たことから、 柔軟性のない政策の強要であるとされ、これが「正当と認められない差別」にあたるとされた。 例えば、エビ漁にお

とみることができる とされており、 温室効果ガス削減効果の既定値が設定されている。この既定値は、欧州委員会が二年に一度、必要に応じて見直す る必要はなく、 EU指令上の①温室効果ガスの排出量の削減に関する基準については、 実際の温室効果ガス排出の値を算出してもよいので、 固定されたものではない点において柔軟性が認められる。また、前述のとおり、この既定値を用(♡) 措置の運用において柔軟性は確保されている 前述のとおり、 事業者の利便性の点から

義かどうかが問題となってこよう。生物多様性価値の高い土地については、国際協定において保全が認定された土 環境に悪影響をもたらさない証拠を示すことができれば、その土地の利用が認められている点は、(81) 地であることが一つの条件となっており、これは客観性を確保した方法であろう。また、(8) 炭地の定義がEU指令上に規定されている。この定義が、EU独自の定義ではなく、 国際社会において客観的な定 一部の土地については 手続的な柔軟性

②の土地利用に関する基準に関しては、

一部を除いて、

生物多様性価値の高い土地、

炭素貯蓄度の高い

土地、

泥

(4) 持続可能性基準とTBT協定

(technical regulations)」、「任意規格 バイオ燃料の持続可能性基準の問題は、 (standards)」及び「適合性評価手続」の三つの措置をカバーしており、 ガットだけでなくTBT協定にも関わる。 TBT協定は、 強制規格

(阪大法学) 62 (6-31) 1657 [2013.3]

強制規格の要件は、EUのアスベスト規制事件の上級委員会が明確化している。すなわち、「産品の特性を、 あるいは消極的に規定する文書」であって、「対象産品を特定する」「遵守が義務的」なものである。 積極

説 の定義は同協定の附属書一に規定されている。まず持続可能性基準が、 強制規格であるかどうかが問題になるが、

る。基準を遵守していなくとも市場での販売が可能である点において義務的な措置であるかどうかが問題となるが 基準を充たしたバイオ燃料であれば、EU指令第十七条一項に基づき、国別の目標値の達成のためのバイオ燃料と るわけではなく、どのようなバイオ燃料であっても、EU域内に輸入し販売することが可能であるが、 がある。 う対象産品を特定して、その特性を規定するものであるが、その遵守が義務的かどうかという点は少し考える必要 して参入することができたり、 EU指令上の二つの基準、 前述のとおり、EU指令は持続可能性基準を遵守していないバイオ燃料の輸入・流通・販売を禁止してい ①温室効果ガスの排出量の削減基準と、②土地利用に関する基準は、バイオ燃料とい 様々な財政支援を受けられる適格性を充たすという扱いを受けたりすることができ

(阪大法学) 62 (6-32)

1658

[2013, 3]

ことができる、という米国の措置が問題となった。米国法によれば、ラベル表示がなくても米国市場でマグロを販 法に従って、イルカを保護する漁法でとられたマグロをつかった製品については、イルカ保護のラベル表示をする WTO紛争解決手続でこれが争点になった事例として、米国のマグロラベリング事件がある。この事件では、 イルカを保護する漁法でとったマグロであることを示すラベル表示を付す場合には

売することは可能であるが、

判断によれば、 保護に関するマグロ製品を規律する唯一の法的な要件であることから、 意規格」なのかが議論され、パネルの段階ではパネリストの中で見解が分かれたが、上級委員会はこれを、イルカ 米国法の要件に従うことが求められていた。同事件では、これが遵守を義務づける「強制規格」であるのか、「任 EUの持続可能性基準も、指令上の特定の待遇を受けることのできる「持続可能な」バイオ燃料に 強制規格であるとした。この上級委員会の

協定適合性について議論しているものが少なく、 論されたが、 グアイ・ラウンドの交渉時に、 制規格として取り扱われるが、そうでない場合には、 を規律する規制 or their related)」生産工程・生産方法とされていることから、 は生産方法について規定する文書」という文言の解釈である。 なわち、TBT協定の附属書一・一の第一文の強制規格の定義である「産品の特性又はその関連の生産工程若しく 強制規格であるとしてもさらに、 合意に至らなかったと指摘されている。そのためか、(88) (すなわち、 生産工程・方法が最終製品に特性として反映されるもの)であれば、 最終製品に影響を与えない生産工程を規律するものを強制規格とするかどうかが議 TBT協定上も、 本稿でもこれ以上の検討は行わない。なお、 ガットと同じようにPPM規制の取り扱いの問題がある。 TBT協定で取り扱われるのかどうかが明らかでない。 「産品の特性又はその関連の 最終製品にあくまでも影響を与える生産工程 先行研究においても、 持続可能性基準のTBT (product characteristics PPM規制が強制規 TBT協定の ウル す

関する法的要件であるので、

強制規格とみることができる。

格としてTBT協定上扱うことができるとなれば、最恵国待遇および内国民待遇を規定したTBT協定二・一条お れでは、こうしたEU指令の成立を受けて、他国はどのように反応しただろうか。次に日本のケースを取り上げる。 れる可能性があることが分かった。WTO協定適合性は懸念されるが、さほど大きな問題ではないとも言える。 条四項の要件に違反しない可能性があること、 よび必要性要件を規定した二・二条との整合性が問題となってくる。 以上、EUの持続可能性基準のWTO協定適合性をみてきた。PPM規制である持続可能性基準は、 仮に違反したとしても、 ガット第二〇条 (g) 号において正当化さ ガット第三

62 (6-33)

1659

[2013, 3]

(1) 日本の持続可能性基準の内容

五 日本におけるバイオ燃料の持続可能性基準

書)を公表している。以下では、この報告書から読み取れる、 たって、経済産業省・資源エネルギー庁が、農林水産省と環境省とともに、二〇〇九年度に「バイオ燃料導入に係 時に、利用可能なバイオエタノールの基準、すなわち持続可能性基準が設定された。この判断基準を定めるにあ この判断基準では、二○一一年度から二○一七年度までのバイオエタノール導入の目標量が段階的に定められ、同 うが市場に多いため、バイオディーゼルではなくバイオエタノールの利用が規定されたものと考えられる。また、(®) リンとバイオエタノールを混合して自動車燃料として利用することとされた。日本では、ガソリンエンジン車のほ に関する石油精製業者の判断の基準(平成二二年経済産業省告示第二四二号)」(以下、判断基準)において、ガソ 定規模以上の石油精製業者に対して義務が課され、具体的には、二〇一〇年一〇月に「非化石エネルギー源の利用(※) の有効な利用の促進に関する法律」(以下、エネルギー供給構造高度化法)が施行され、石油精製業者に対して化の有効な利用の促進に関する法律」(以下、エネルギー供給構造高度化法)が施行され、石油精製業者に対して化 る持続可能性基準等に関する検討会」を開催、 石燃料の有効利用と非化石燃料の利用の促進を求める制度が成立した。非化石燃料の利用の促進にあたっては、 日本では、二〇〇九年九月に「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料 二〇一〇年三月にその中間とりまとめの報告書 日本政府の判断基準策定の考え方を検討し、EU指 以下、 検討会報告

における温室効果ガスの排出量がガソリンと比較して五○%未満であることである。EU指令のように、段階的に この判断基準によれば、 持続可能性基準にあたるものは三点ある。第一に、バイオエタノールのライフサイクル 令との違いを指摘したい。

扱いになっており、その点は事業者に配慮がなされていると言える。(3) 効果ガスの排出削減について「公正に評価されたもの」については、 定値を用いることができるが、既定値が設定されているのは、ブラジル産サトウキビ由来のエタノールだけである EU指令と二つの点において違いがあるとされている。またEU指令と同様、算定式を使って算出する代わりに既(空) 三五%から五〇%へ削減率をあげるような規定はない。 の規律は事業者にとって厳しいようであるが、「実証段階にあるバイオエタノール」の原料を用いた場合で、 (判断基準の別表二参照)。こうしてみると、多くの原料について既定値が定められているEU指令よりも 事業者は算定式を用いて排出量を算定するが、その方法は 五〇%未満基準を満たしたものとみなされる 日本

とされている。食料価格への影響は、EU指令でも、欧州委員会が二年に一度のペースで欧州議会及び理事会に対

第二の基準は食料価格に関するもので、石油精製業者は「バイオエタノールの原料の需給が食料価格に与える影

「原料の生産量の著しい減少が懸念される場合等は、

・・・・・情報を国に提供すること」

響を回避できるよう配慮」し、

1661 [2013, 3]

断基準の策定前の検討会でこれらの点については、「事業者に対しては、 用の権利の証明や労働者の権利に関する事項については規定がなされているものが多い。それに対して、 事会に対して報告書を提出することとされており、欧州委員会によって認定された民間スキームの中でも、 用の権利の遵守状況および八つのILO条約の批准について、 して報告書を提出する事項の一つであり、この点では日本の規定もEU指令と同様の考慮をしたということになる。 利保護については 他方、食料価格と並んで検討されることの多い、その他の社会的基準である、 判断基準では規定がおかれなかった。前述のとおりEU指令では、食料価格と並んで、 欧州委員会が二年に一度のペースで欧州議会及び理 生産国の国内法の遵守を、 土地利用の権利および労働者の権 可能な範囲で 日本の判 土地利 土地利

> 62 (6-35)

確認するよう求める」とされていた。判断基準策定の段階では、国内法の遵守という点も規定されなかったことに(%)

論 条約のうち二つを批准していないこと(強制労働の廃止(第一〇五号)・雇用及び職業についての差別待遇 一一号)) や、欧州委員会のヒアリングの結果、社会的影響よりも生物多様性など環境影響の方が重視されている

なる。どのような理由によって規定がされなかったかは定かではないが、

検討会報告書では、日本が八つのILO

[2013. 3]

1662

62 (6-36)

という情報を得たこと等の指摘がされており、こうした点が影響したと予想できる。 モロコシは含まれておらず、食料価格に影響を与えるような穀物を原料とするバイオエタノールの利用が考えられ を原料としたものが知られているが、 及がなされている。輸入可能なバイオエタノールとしては、ブラジルのサトウキビのほかに、米国のトウモロコシ(% ては判断基準に明記されたのはなぜなのだろうか。この点は、やはり日本の食料自給率が低く、輸入に依存してい ることが影響していると予想される。検討会報告書においても、食料安定供給に対する日本国内の世論について言 判断基準において、土地利用の権利および労働者の権利保護が明記されなかった一方で、食料価格の影響につい 判断基準の別表二の中の「規定値を定める予定のバイオエタノール」にトウ

ていないことが示唆されている。

書によれば、「……我が国が生物多様性の高い土地について定義づけることは難しいが、 うレベルの義務にとどまった。EU指令においては前述のとおり、生物多様性価値の高い土地について定義づけを 料生産国の国内法を遵守して……いる事業者から調達を行うよう十分に配慮」し、「生物多様性が著しく損なわれ している条約を基にして、生物多様性の高い土地を判断することは可能であると考えられる」とされていた。ここ(旣) しており、 ることが懸念される場合等は、 第三の基準は、 原料生産国の国内法で指定される生物多様性価値の高い地域はその一つでしかない。日本の検討会報告(※) 生物多様性に関するもので、石油精製業者は「原料生産国の生態系への影響を回避するため、 ……情報を国に提供すること」とされている。 ⁽⁹⁾ つまり、 生産国の国内法の遵守とい 生産国の国内法又は批准 原

でも、 されたのであろうということも予想される。 ネルギー産業 たレベルの基準が、 ことはできなかったか。 生産国が批准しているかどうかにかかわらず、 検討会では「日本のスタンスはあくまで、各国の国内法を尊重するという考え方」とされており、 の認証スキームが利用している「高保全価値を有する地域(High Conservation Value Area)」の定義などを使う あくまでも原料生産国の国内法および批准している条約の遵守が基準として考えられているが、一 (日本のバイオエタノールの販売者) 生産国の主権の尊重という観点からとられたようだが、そのレベルを越える要求は、 生産国の国内法の遵守というレベルが、十分な環境保護につながるかどうか疑問が残る。 生物多様性条約に基づく定義づけや、 のコストに影響(また最終製品の価格に影響) 欧州委員会に認定された民間 つまり、 することが懸念 バイオエ

生育密度森林、 止や、水・土壌・大気の保護(M) 規定はないが、これは検討会段階においては「EU指令、 「大気、水、土壌など、環境保全に関する法規制」が挙げられていた。 (®) 「本の判断基準では、 泥炭地……での栽培を禁止する」とされ、(版) EU指令に規定されているその他の環境の基準 ――についての規定はない。 英国 RTFO また、 検討会段階においては、「EU指令にならい、 最低限、 間接的な土地利用変化についても日本では [Renewable Transport Fuel Obligation] 遵守すべき生産国の国内法規制として 高い炭素貯蔵地域での原料 生 湿地、 産 0 高 禁

にならい、 政府が監視すること」とされていた。

バイオ燃料に関する認証制度が普及するか、又はバイオ燃料に関する国際的な認証基準が確立した場合には、 証明の方法としては、 民間の認証スキームの利用は考えられていない。 検討会報告書段階でも「生産国にお

以上、 日本の判断基準をEU指令と比較して検討してきた。結果的には日本の判断基準は、 EU指令の持続可能

取得した燃料の調達を奨励する」とされているだけである。

反大法学)62(6-37)1663〔2013.3〕

えられる。そのほかに検討会の段階で参考にされていたのは、英国のRTFO、米国のRFS(Renewable Fuel 性と異なるものとなった。しかし、検討会の段階において、EU指令が国際的動向の一つとして参考にされていた のは確かであり、今後、EU指令が改正されることになれば、それがまた日本の判断基準に影響を与えることは考

されたのか興味深いが、検討会が、バイオ燃料が環境および社会に影響を与える内容の基準を検討している文脈で、 Standard)、二〇〇六年に始まった国際的な取り組みであるグローバル・バイオエネルギー・パートナーシップ 「自由貿易ルールとの抵触」が懸念されるといった表現が三か所だけあった。しかし、どの程度深くまでWTO協 (Global Bioenergy Partnership:GBEP)の動向であった。また、WTO協定との整合性についてどれくらい考慮(®)

62 (6-38)

1664

[2013. 3]

(2) 基準の運用

定整合性について検討されていたのかは定かではない。

ル、その後段階的に引き上げられ、二○一七年度には原油換算で五○万キロリットルとされている。この五○万キ ロリットルとは、 二〇一七年度までのバイオエタノールの導入量が定められたが、二〇一二年度までは原油換算で二一万キロリット それでは、 判断基準の実際の運用はどうなっているだろうか。前述のとおり、判断基準では、二〇一一年度から 京都議定書目標達成計画における導入目標値である。

Supply LLP)を設立し、バイオエタノールの導入に向けて取り組んできた。二一万キロリットルという目標値が(ミロ) 工されたバイオETBE(ethyl tertiary butyl ether:エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル)を日本に輸入し、 具体的にどのように達成されたかというと、JBSLが、ブラジルよりバイオエタノールを調達、 石油業界は、八社が出資して、二〇〇七年にバイオマス燃料供給有限責任事業組合(JBSL:Japan Biofuels 米国において加

ている。日本への輸出分に認証バイオエタノールがあてられているのかどうかは不明であるが、(『) ないが、「生産者の宣誓書」がその一つとして出されたようである。 トンのうち、四二万トンの砂糖と三〇万キロリットルのエタノールについては Bonsucro の認証を得ているとされ 慮されるべきであるが、同サステナビリティ・レポートによれば、コペルスーカルが取り扱うサトウキビ七八○万 会によって認定された民間スキームの一つ、Bonsucro の認証をコペルスーカルが得ているかどうかという点も考 長期契約を締結している。判断基準の遵守の証明として具体的に経済産業省より何が要求されたのかは明らかでは(単) う形をとった。ブラジルからの調達先は、バイオエタノール製造販売組合コペルスーカル 組合員の製油所に配送し、各製油所がバイオETBEをガソリンに配合してバイオガソリンとして流通させるとい のサステナビリティ・レポートによれば、顧客からの要請によって、社会的・環境上の基準を遵守して生産したこ (declaration)を出しているという。また、ブラジルのバイオエタノール企業であれば、(鴠) コペルスーカルの二〇一一および二〇一二年 (Copersucar) であり Bonsucro の認証 欧州委員

オ燃料をめぐる国際通商 これは、二○一七年度のガソリンの内需量の見通しが四四○○万キロリットルとされていることに照らすと、ガソ ついても、Bonsucro のスタンダードでカバーされ、遵守が確保されていることになる。 リンの二%弱相当でしかない。エネルギー基本計画のいう三%相当量が目標とされると、バイオエタノールの導入 七年度には導入量は原油換算で五〇万キロリットル(エタノール換算で八二万キロリットル)となる予定であるが、 ……二○二○年に全国のガソリンの三%相当以上の導入を目指す」とされている点である。前述のとおり、二○一 指摘されるのが、二○一○年六月に発表された、 バイオエタノールであれば、日本の判断基準には含まれなかった土地利用の権利の遵守および労働者の権利保護に 二〇一七年度以降のバイオエタノールの導入量がどうなるかは、まだ不明である。今後の動向についてしばしば 日本政府の『エネルギー基本計画』に、「バイオ燃料については

62 (6-39) 1665

[2013. 3]

論 説 量は が増えた場合に、 でのバイオ燃料の生産量の大幅な増量が見込まれない限り、輸入に頼ることを考慮しなければならないし、(図) !かなり増加させなければならないことになる。バイオエタノールの導入量を増加させるのであれば、 また、バイオ燃料の利用をめぐっては、持続可能性基準をめぐる問題のほか、 持続可能性基準の遵守と原料生産国 (輸入元)における証明をどのように確保していくのか考え エネルギーへ 日本国 輸入量

という特徴があることも指摘しておきたい。

換効率の問題、

中でカバーされていない土地利用の権利や労働者の権利の保護、また水・土壌・大気など環境全般の保護について 検討したとおり限定的であったが、日本のケースはバイオ燃料の輸入国としての例であり、現時点ではブラジル 利用状況、 一企業からのバイオエタノールの輸入という特殊なものであった。つまり、輸入元が特定されているため、 本稿では、 WTO協定適合性、そして日本への影響を見てきた。EUの持続可能性基準の日本への影響は、 EU指令の持続可能性基準の域外への拡散という観点から、 EU指令の構造と民間の認証スキー 基準 前章で Δ

地利用変化の影響を抑制するための提案を二○一二年一○月に提出した。その提案内容は大きく四点ある。第一に、(図) とになれば、それがまた日本の判断基準に影響を与える可能性がある。前述のとおり、欧州委員会は、 限定的な影響であったとはいえ、EU指令が参考にされていたのは確かであり、今後、EU指令が改正されるこ 糖質作物・油糧作物について間接的な土地利用変化による温室効果ガスの推定排出量を定め、それをバイオ 間接的な土

遵守が確保されやすい状況にあるとは言えよう。

[2013.3] (6-40)1666

すなわちバイオマスを液体燃料に変換して利用するよりも電気や熱として利用した方が効率がよい

点も現在の第二一条二項の内容を発展させたものである。(頌) 基準における削減値としてではなく、 的な土地利用変化に関連して、第一のような内容の提案がなされる可能性は指摘されていたが、それが持続可能性 室効果ガスの としたいわゆる第二・第三世代のバイオ燃料を使用した場合には、 燃料の利 を四倍として計上できること、そして第四に、二〇一四年七月以降に新規に生産が開始される事業者につい 一○年までのバイオ燃料導入目標値一○%うち) の四つである。 1用に関する加盟国の進捗報告の中で用いること、 削減率を六○%とすること、またそれ以前に稼働している設備については二○一八年より 第四の点は、現在のEU指令第一七条二項が規定している内容の修正であり、(翌) 加盟国の進捗報告の中で用いられるとなった点は、 五%までに制限すること、第三に、 第二に食料用作物を原料とするバイオ燃料の量を 他方、第一と第二の点は新しく入った提案である。 一〇%の導入目標値の達成の算定におい 藻類・わら・廃棄物等を原料 内容的には後退したと受 間接

オ燃料をめぐる国際通商 策の悪影響を懸念するアクターにとっては評価できる提案であったと思われる。こうした欧州委員会の提案が、 R S P O とが不可欠である。アジアであれば、 行のEU指令の改正として具体化すれば、 け取られたであろう。第二の食料用農作物を原料とするバイオ燃料の量の制限は新しい提案であり、 いることが知られている。パーム油については、 レーシアとインドネシアにおいてパーム油を原料としたバイオディーゼルが生産されており、 今後の研究の課題としては、 (Roundtable on Sustainable Palm Oil:持続可能なパ 規制の拡散を検討するのであれば、バイオ燃料を生産している国への影響をみるこ 東南アジア各国、 日本の基準への影響が将来また見られる可能性がある。 パーム油の生産過程の認証のための民間の認証スキームとして、 中国、そしてインドである。 1 ム油のための円卓会議) 東南アジアについては、 が、 二〇〇四年より活動 EUにも輸出されて バイオ燃料政 現

62 (6-41) 1667

[2013. 3]

をおこなっている点が注目される。EU指令が成立する前から用いられているスキームであり、

近年は東南アジア

論

している。RSPOは、二〇一二年一一月に、欧州委員会からEU指令上の認証スキームとしての認定が与えられ 利の保護、労働者の権利の保護、水・土壌・大気など環境全般の保護、生物多様性の高い土地の保護などをカバ

での普及がめざましい。RSPOの基準は、温室効果ガスの排出量の削減基準を設定していないが、

土地利用

の権

[2013. 3]

- ある。これらのスキームがどれくらいアジアで活用されているかという点も検証する必要があろう。 た。このRSPOの普及状況を検証することも重要であろう。他方、東南アジア・中国・インドで生産されたバイ オ燃料をEUに輸出するためには、欧州委員会によって認定されたそのほかの民間の認証スキームの利用も可能で
- $(\stackrel{\text{\tiny (S)}}{\approx})$ Scott, supra note 17, pp. 832-833

化対策と国際貿易 五九二号 (二○一○年六月)、石川義道 [国境調整措置とWTO協定] 有村 俊秀・蓬田 守弘・川瀬 邦語文献も多く、例えば、阿部克則「WTOによる貿易規律と気候変動枠組条約――排出量取引制度」『国際問題 ――排出量取引と国境調整措置をめぐる経済学・法学的分析』(東京大学出版会、二〇一二年)などが 剛志 編『地球温暖

(阪大法学)

62 (6-42)

1668

- (41) 他方で、①温室効果ガスの排出量の削減水準の要件が、最終製品としてのバイオ燃料に影響を与えているPPM規制 the European Union Renewable Energy Directive with World Trade Organization Agreements: The Case of Biofuels," とみる見解もないわけではない。すなわち、燃料として最終的に燃焼される前までの削減率が異なることに着目し、これ は最終製品の特性に影響を与えているとする指摘である。Andrew Mitchell and Christopher Tran, "The Consistency of
- Quick eds., New Directions in International Economic Law (Kluwer Law International, 2000), p. 193 Robert E. Hudec, "The Product-Process Doctrine in GATT/WTO Jurisprudence," in Marco Bronckers and Reinhard

Renewable Energy Law and Policy Review, 2010, p. 36

- WT/DS58/AB/R, adopted 6 November 1998, paras.7 and 188 United States — Import Prohibition of Certain Shrimp and Shrimp Products (U. S. — Shrimp), Appellate Body Report,
- \$) Hudec, *supra* note 42, p. 217.

- 45 M 1594 (1991), unadopted, para. 5.13-5.14 United States — Restrictions on Imports of Tuna (Mexico), GATT Panel Report, 3 September 1991, reprinted in 30 I. L.
- University Press, 2009), pp. 118-119. Bigdeli eds., International Trade Regulation and the Mitigation of Climate Change: World Trade Forum (Oxford Donald H. Regan, "How to Think about PPMs (and Climate Change)," in Thomas Cottier, Olga Nartova, and Sadeq Z.
- for Disciplining 'Unilateralism' in Trade Policy," 11 European Journal of International Law 249, 263 (2000) Hudec, supranote 42, p. 206; Robert Howse and Donald Regan, "The Product/Process Distinction — An Illusory Basis
- 39S/206, para. 5.19 ("The Panel considered that beer produced by large breweries is not unlike beer produced by small United States—Measures Affecting Alcoholic and Malt Beverages, GATT Panel Report, adopted 19 June 1992, BISD

breweries. Indeed, the United States did not assert that the size of the breweries affected the nature of the beer produced or

as modified by the Appellate Body Report, WT/DS2/AB/R, adopted 20 May 1996, para. 6.11 ("Article III: 4 of the General United States — Standards for Reformulated and Conventional Gasoline (U. S. — Gasoline), Panel Report, WT/DS2/R, [2013, 3]

otherwise affected beer as a product.").

- same principle applied to regulations under Article III: 4."). また、川瀬剛志「ガソリンケース再考dependent on the characteristics of the producer and the nature of the data held by it. The Panel noted that in the Mali Beverages case, a tax regulation according less favourable treatment to beer on the basis of the size of the producer was Agreement deals with the treatment to be accorded to like products; its wording does not allow less favourable treatment 問題における意義」『貿易と関税』四六巻一号九四~九五頁(一九九八年)も参照のこと。 Although this finding was made under Article III: 2 concerning fiscal measures, the Panel considered that the (6-43) 1669
- Howse and Regan, supra note 47, p. 252. See also, Hudec, supra note 42, p. 198
- 不利な待遇が与えられていること、の二つである。仮に「同種」であるとされても、②の輸入産品に対して不利な待遇が 在はほぼ自明であるため、二項違反が確定する。四項の違法性の要件は、①同種の産品であること、②輸入産品に対して なお、第三条二項は、①同種の産品と②税率差が要件となるが、「同種」であるとされると、②の要件の税率差の存

繿

- い可能性もある。 与えられているかどうかという二つ目の要件の検討において、不利な待遇ではないと判断されれば、第三条違反にならな
- (A) Henry L Thaggert, "A Closer Look at the Tuna-Dolphin Case: 'Like Products' and 'Extrajurisdictionality' in the Trade and Environment Context," in James Cameron, Paul Demaret and Damien Geradin eds., *Trade and the Environment: the Search for Balance* (Cameron May, 1994); Markus Schlagenhof, "Trade Measures Based on Environmental Processes and Production Methods," 29 *Journal of World Trade* 123–155 (1995).
- (ന) Simonetta Zarrilli and Jennifer Burnett, "Certifying Biofuels: Benefits for the Environment, Development and Trade," in Thomas Cottier, Olga Nartova, and Sadeq Z. Bigdeli eds., *International Trade Regulation and the Mitigation of Climate Change: World Trade Forum* (Oxford University Press, 2009), pp. 216-218.
- (は) 上級委員会は、物理的特性と最終用途・消費者の嗜好の基準の関係について、本件のように(アスペストとその他のでは、正のの産品間には競争関係があることを示す重い立証責任が課されるとした。 European Communities Measures Affecting Asbestos and Asbestos Containing Products (EC—Asbestos), Appellate Body Report, WT/DS135/AB/R, adopted 5 April 2001, para. 118.
- (LG) Jagdish Bhagwati and Petros C. Mavroidis, "Is Action Against US Exports for Failure to Sign Kyoto Protocol WTO-Legal?," 6 World Trade Review 299, 304 (2007). But see, Robert Howse and Antonia L. Eliason, "Domestic and International Strategies to Address Climate Change: An Overview of the WTO Legal Issues," in Thomas Cottier, Olga Nartova, and Sadeq Z. Bigdeli eds., International Trade Regulation and the Mitigation of Climate Change: World Trade Forum (Oxford University Press, 2009), pp. 66-67.
- (完) Stephanie Switzer and Joseph A. McMahon, "EU Biofuels Policy—Raising the Question of WTO Compatibility," 60 International and Comparative Law Quarterly 713, 729 (2011).
- ている(統計番号 1]二・○七「エチルアルコール……及び変性アルコール……」)。両者とも、原料の違いによる関税率号三八・二六「バイオディーゼル及びその混合物」)、他方バイオエタノールは、飲料、アルコール及び食酢の中で扱われ(切) 日本の実行関税率表(二○一二年四月版)によれば、バイオディーゼルは、化学工業の生産品の中で扱われ(統計番

- Eliason, supra note 55, pp. 84-85.
- (A) Andreas Lendle and Malorie Schaus, "Sustainability Criteria in the EU Renewable Energy Directive: Consistent with WTO Rules?" *ICTSD Information Note No. 2*, September 2010, p. 6.
- (Pa) See also, Alan Swinbank, "EU Policies on Bioenergy, and Their Potential Clash with the WTO," 60 Journal of Agricultural Economics 485, 499 (2009).
- (S) Steve Charnovitz, Jane Earley, and Robert Howse, "An Examination of Social Standards in Biofuels Sustainability Criteria," *IPC Discussion Paper* (December, 2008), p. 10.
- (云) Mitchell and Tran, *supra* note 41, pp. 36-37.
- (S) Korea—Measures Affecting Imports of Fresh, Chilled and Frozen Beef, Appellate Body Report, WT/DS161/AB/R, WT/DS169/AB/R, adopted 10 January 2001, para. 187.
- (3) EC-Asbestos, AB Report, supra note 54, para. 100.
- (3) Dominican Republic—Measures Affecting the Importation and Internal Sale of Cigarettes, Appellate Body Report, WT/DS302/AB/R, adopted 19 May 2005, para. 96.
- (19) Lendle and Schaus, *supra* note 58, pp. 8-9; Switzer and McMahon, *supra* note 56, p. 729.
- (S) Lendle and Schaus, *supra* note 58, p. 10.
- (5) Ibid., pp. 8-9.
- (⊗) Switzer and McMahon, *supra* note 56, p. 729.
- (②) Lendle and Schaus, supra note 58, pp. 9-10; Mitchell and Tran, supra note 41, pp. 37-38.
- どうかが検討されなければならず(その場合は不利な待遇とは言えない)、またその検討においては、問題の強制規格のでは、輸入産品への偏った効果が「正当な規制上の区別(legitimate regulatory distinction)」からもたらされているのか(7) なお、TBT協定上で不利な待遇要件を規定している第二・一条の解釈を行った米国のクローブ入りタバコ規制事件

去学) 62 (6-45) 1671 [2013.3]

- —Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes, Appellate Body Report, WT/DS406/AB/R, adopted 24 構造や運用(design, architecture, structure, operation and application)をみなければならないとした。*United State*s
- Materials, Appellate Body Report, WT/DS394, 395, 398/AB/R, adopted 22 February 2012, paras. 355-361 U. S. — Gasoline, AB Report, supra note 49, pp. 20-21; China — Measures Related to the Exportation of Various Raw
- Lendle and Schaus, supra note 58, pp. 13-14; Mitchell and Tran, supra note 41, pp. 40-41; Switzer and McMahon,

(6-46)

1672

(阪大法学) 62

- (73) このいわゆる管轄権要件は、第二○条(g)号だけでなく(b)号(人・動物・植物の健康・生命の保護)について *supra* note 56, pp. 731-733 Andrew T. Guzman and Joost H. B. Pauwelyn, International Trade Law (Aspen Publishers, 2009), pp. 357-369 松谷照 もあてはまり、それがガット時代の米国のマグロ輸入制限事件以来どのように展開してきたかについて詳しくは
- (5) Scott, supra note 17, p. 833, n. 201; Emily Barrett Lydgate, "Biofuels, Sustainability, and Trade-Related Regulatory U. S. —Shrimp, AB Report, supra note 43, para. 133.
- Chill," 15 Journal of International Economic Law 157, 171 (2012).
- E) Lendle and Schaus, *supra* note 58, p. 14.
- C) U.S.—Shrimp, AB Report, supra note 43, para. 158
- (2) *Ibid.*, para. 161.
- 業者に立証の負担をおわせる点において差別的であるという見方がある。Lendle and Schaus, *supra* note 58, pp. 7-8. らず(他方、EU域内産のコーンエタノールの既定値は四九%と設定されている)、この既定値が存在しないことが、 EU指令第一九条五項。なお、米国の主要な輸出産品である、コーンエタノールについては、既定値が設定されてお
- 8) EU指令第十七条三項(b)(:11)。
- 流出のないことが証明された場合)。 EU指令第十七条三項(b) (:=) 但書(自然保護の目的と抵触しないことが証明された場合)および五項の但書(土壌
- EC—Asbestos, AB Report, supra note 54, paras. 68-70

91

判断基準2。

- 2012, paras. 7.111 and 7.150 (II)), Panel Report, WT/DS381/R, as modified by the Appellate Body Report, WT/DS381/AB/R, adopted on 13 June United States—Measures Concerning the Importation, Marketing and Sale of Tuna and Tuna Products (U. S.
- $(\stackrel{>}{\gg})$ U. S.—Tuna (II), AB Report, *ibid.*, paras. 193 and 199
- $(\stackrel{(5)}{\otimes})$ Scott, supra note 17, p. 833, n. 202.
- 品に影響を与えない生産工程・方法の扱い方については、 U.S. Tuna(II), Panel Report, supra note 83, para. 7.66 を参照: は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ」るとされている。ラベル表示に関して、最終製 See, Peter Van den Bossche, The Law and Policy of the World Trade Organization (Cambridge University Press, 2008). なお、附属書一・一の第二文によれば、強制規格には「ラベル等による表示に関する要件であって産品又
- (87) 平成二一年法律第七二号(平成二一年七月八日公布)。
- (8)) この点につき例えば、環境省によれば、「わが国の乗用自動車はガソリン車が大半であり、近年では軽油需要は減少 行令(平成二一年政令第二二二号)第七条三項。 傾向にあり、ガソリン需要が増加している」とされている。環境省「輸送用エコ燃料の普及拡大について「第二編 エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施
- materials/rep_h1805.html〉、二〇一二年一二月二五日アクセス。 輸送用エコ燃料の普及拡大のシナリオ」二―六三頁(二〇〇六年五月)、〈http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biofuel/
- 年三月五日) 〈http://www.meti.go.jp/press/20100305002/20100305002.html〉、二〇一二年一二月二九日アクセス。 経済産業省ニュースリリース「バイオ燃料導入に係る持続可能性基準等に関する検討会報告書について」(二〇一〇
- 三三頁(二〇一一年)(「……欧州との主な違いは出、 井上貴至・福田桂・渡邊裕美子「バイオ燃料持続可能性基準にかかわる国内外動向」『ペトロテック』第三四巻一号、 №の温暖化係数および副産物へのアロケーション (配分) 方法があ
- 判断基準2(3)③。例えば、国内の一般廃棄物、多収量米、タイのキャッサバなどである。

阪大法学)62(6-47)1673〔2013. 3〕

94

判断基準3 (1)。

95 RSB Principles & Criteria for Sustainable Biofuel Production, Principle 6, Local Food Security, RSB-STD-01-001 (Version なお、欧州委員会によって認定されたスキームの中では、RSBのみが食料需給の影響についての規定をおいている。

2.0) RSB Principles and Criteria 05/11/2010, available at \http://rsb.epfl.ch/page-67254-en.html/.

- (96) 検討会報告書一一七頁。
- (97) 検討会報告書一〇八~一〇九頁。
- (8) 検討会報告書五八頁。

99

判断基準3 (2)。

- (10) 前掲註(13)参照。
- (Ⅲ) 検討会報告書一一六頁。
- $\widehat{102}$ 〈http://www.wwf.or.jp/activities/2009/09/701514.html〉 や参照。 「保護価値の高い森林(High Conservation Value Forests)」という概念については、WWFジャパンのホームペー
- to Ameliorate Challenges in Southeast Asia," 18 Forest Policy and Economics 13-22 (2012) *** る形態が増えてきており、その影響について考察したものとして、Benjamin Cashore and Michael W. Stone, "Can Legality Verification Rescue Global Forest Governance? Analyzing the Potential of Public and Private Policy Intersection 検討会報告書一一七頁。なお、森林保護の分野においても生産国の国内法遵守の証明(legality verification)を求め
- 効果ガス排出の算定式における「直接的土地利用変化による炭素ストック量変動に伴う排出量」の値に反映され、排出量 ただし、高い炭素貯蔵地での原料生産は明示的には禁止されていないものの、そうした原料生産を行った場合、
- (105) 検討会報告書二四頁。

の削減基準を充たせなくなる。

- (10) 検討会報告書一一八頁。
- (⑪) 検討会報告書一一八頁。(⑪) 検討会報告書二三頁。

(阪大法学) 62 (6-48) 1674 [2013.3]

- 110 109 検討会報告書八八頁、一一六~一一七頁。 検討会報告書一二~一四頁。
- 111 の一覧』 「Eエネルギー転換部門の取組(c)新エネルギー対策」別一一三〇参照 二〇〇五年四月二八日閣議決定『京都議定書目標達成計画 別表一 エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策
- JBSLのホームページ「組合概要」を参照、〈http://www.jbsl.jp/outline/index.html〉、二○一二年一二月二九日
- 〇一〇年七月三一日号)。 「ザ・プロジェクト 石油連盟 バイオ燃料二一万屋導入」『週刊ダイヤモンド』九八巻三二号、八〇~八三頁(二

アクセス

- JBSLのホームページ「事業内容」を参照、〈http://www.jbsl.jp/content/index.html〉、二○一二年一二月二九日
- アクセス。 石油連盟「石油業界のバイオ燃料への取組みと持続可能性等の課題について」二頁、二〇一二年七月一九日プレスリ
- index_br.html \rangle date accessed on 14 December 2012 provides proof of compliance with legal requirements in the countries in which the product will be used in the form of リース、〈http://www.paj.gr.jp/paj_info/press/2012/07/19-000581.html〉、二〇一二年一二月二九日アクセス customer, cover the principles of sustainability (social and environmental requirements.") http://www.copersucar.com.br. declarations issued and signed by the Company's executive directors. These declarations, normally requested by the Management and Sustainability Report Crop Years 2010/2011 and 2011/2012 by Copersucar, p. 71 ("Copersucar [2013. 3] (阪大法学) 62 (6-49) 1675
 - 117
- 118 Human Rights and Labour Standards: 2.1 To comply with ILO labour conventions governing child labour, forced labour, the Law: 1.2 To demonstrate clear title to land in accordance with national practice and law; PRINCIPLE 2. Respect EU Bonsucro Production Standard)によれば、原則一と原則二がこれら論点をカバーしている(PRINCIPLE 1. Obey たとえば、Bonsucroのスタンダード(Bonsucro Production Standard, Version 3.0, March 2011, Including Bonsucro

discrimination and freedom of association and the right to collective bargaining)°

論

- 119 0004657/energy.html)、二〇一二年一二月二九日アクセス。 経済産業省「エネルギー基本計画」平成二二年六月、二三頁、〈http://www.meti.go.jp/committee/summary/
- (20) 二〇一一年度の国産のバイオエタノールの調達量は三万キロリットルだという。「岐路の温暖化対策 及の課題 (中)」日経産業新聞、二〇一一年九月二日、二頁。
- 121 泊みゆき 『バイオマス本当の話 持続可能な社会に向けて』 (築地書館、二〇一二年)、一九~二一頁。
- 前掲註(19)参照。なお、この提案は、燃料品質指令(98/70/EC)の改正という側面も含まれているが、本稿では触

(6-50)

1676

[2013, 3]

62

- europa.eu/rapid/press-release_IP-12-1112_en.htm/, date accessed on 7 December 2012. Europa, Press Release, "New Commission Proposal to Minimise the Climate Impacts of Biofuel Production \http://
- (凶) 現行のEU指令第十七条二項については前掲註(2)および本文を参照。
- 燃料」『週刊金融財政事情』二九四八号、四八~四九頁(二〇一一年九月二六日)。 可能性についてはまだ技術的に明らかな状況ではない。池田隆男「ゼロからわかる再生可能エネルギー 第七回 バイオ 定がある(判断基準1の備考立)。第二世代・第三世代のバイオ燃料の開発は日本においても注目されているが、量産の オ燃料は、一○%の目標値達成の算定において二倍として計上されるとしている。日本の判断基準にも、これと類似の規 EU指令第二一条二項は、廃棄物・残留物・非食料セルロース系材料・リグノセルロース系材料から生産されたバイ
- (至) RSPO Announcement, On the Approval from the European Commission of RSPO-RED, the Biofuels Certification php?nid=137&lang=1 \rangle date accessed on 14 December 2012 Scheme of the Roundtable on Sustainable Palm Oil, posted on 28 November 2012, http://www.rspo.org/news_details
- (笠) たとえば、フィンランドの Neste Oil 社は、シンガポールの精製プラントでパーム油を原料としたバイオディーゼル www.nesteoil.com/default.asp?path=1,41,540,1259,1260,16746,17030), date accessed on 14 December 2012 Oil Celebrates the Grand Opening of its ISCC-certified Renewable Diesel Plant in Singapore," March 11, 2011, (http:// を生産しており、ISCCの認証を得て、EU市場に輸出しているという。Neste Oil Corporation, Press Release, "Neste